

老朽危険家屋等対策に係る技術的援助等実施要綱

平成 25 年 7 月 1 日 都市計画総局長 決定

令和 5 年 4 月 1 日 建築住宅局長 最終改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成 20 年 4 月条例第 1 号。以下「条例」という。）第 59 条及び第 64 条に規定する技術的援助等並びにそれらに関連する支援の実施について必要な事項を定めるものとする。

なお、本要綱第 3 章から第 6 章の補助金の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月規則第 38 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に規定するところによる。

(1) 建物所有者等

条例第 2 条第 3 項に規定する所有者等（建築物の所有者、管理者又は占有者）及び相続等により所有者となる者をいう。

(2) 申請者等

第 2 章から第 6 章に規定する制度の申請者及び同申請に関して交付決定を受けた者をいう。

(3) 地域団体

神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成 16 年 3 月条例第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する地域組織その他市長が認める者をいう。

(4) 老朽危険家屋等

条例第 55 条に規定する「危険な状態」にある建築物をいう。

(5) 勧告相当老朽危険家屋等

法第 10 条第 1 項の規定による勧告又は条例第 57 条第 2 項に規定する勧告又は法第 10 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を受けることが相当であるものとして市長が認める老朽危険家屋等をいう。

(6) 勧告等

法第9条の4の規定による助言、指導若しくは法第10条第1項の規定による勧告又は条例第57条第1項の規定による助言、指導若しくは条例第57条第2項の規定による勧告をいう。

(7) 専門家派遣制度

勧告等に従って、建物所有者等が措置をとる場合、建築士、宅地建物取引士、弁護士、司法書士および土地家屋調査士等（以下「専門家」という。）の相談を受けることができる制度をいう。なお、この際、当該老朽危険家屋等が存する土地の所有者も同様に専門家の相談を受けることができるものとする。

(8) 相続人調査等補助制度

勧告等に従って、建物所有者等が当該勧告相当老朽危険家屋等を解体除却するため、相続人調査、相続人の権利調整又は共有名義でその名義人の一部の所在が不明な場合の調査等（以下「相続人調査等」という。）を行う場合に、これらに要する経費の一部について補助を受けることができる制度をいう。

(9) 応急的危険回避措置補助制度

勧告等に従って、建物所有者等が当該勧告相当老朽危険家屋等の保安上危険な箇所の応急的危険回避措置を行う場合に、これらに要する経費の一部について補助を受けることができる制度をいう。

(10) 解体除却等補助制度

勧告等に従って、建物所有者等が当該勧告相当老朽危険家屋等を解体除却する場合等に、これらに要する経費の一部について補助を受けることができる制度をいう。

(11) 土地所有者補助制度

建物所有者等を確知できない勧告相当老朽危険家屋等が存する土地の所有者が、当該勧告相当老朽危険家屋等を解体除却するために財産管理人選任申立及び明け渡し請求訴訟等（以下「財産管理人選任申立等」という。）を行う場合に、これらに要する経費の一部について補助を受けることができる制度をいう。

(12) 土地建物寄附受け制度

勧告等に従って、建物所有者自らが措置を行うことが困難かつその理由が正当であると認められる場合に、市長に当該勧告相当老朽危険家屋等及びその土地の寄附申し出ができる制度をいう。なお、この際、当該勧告相当老朽危険家屋等とその土地の所有者が異なる場合には、当該土地の所有者も同様に寄附申し出ができるものとする。

(共通要件)

第3条 第2章から第7章における補助制度の申請について、次の各号の規定を共通の要件とする。

(1) 申請者等の所得（補助金の交付を受けようとする者の前年の各種所得控除前の所得

税課税所得金額（前年の金額が確定していない場合は、前々年の金額によるものとする。）とする。）が900万円以下であること。（第5条の申請者等を除く。）

- (2) 申請者等、寄附申出者及び申請者等と当該補助事業等に関する契約等を締結する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団、第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 申請者等は法人でないこと。（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に基づく管理組合が申請者等となる場合を除く。）
- (4) 申請者等は、同様の他の公的補助制度を利用していない又は利用しようとしていないこと。（第2章を除く。）
- (5) 法第10条第2項又は第3項に基づく措置命令を受けた者でないこと。

（申請者等及び所有者等の責務）

第4条 申請者等は、各補助制度の申請にあたり関係する法令等を遵守し、補助金の交付の目的に従って補助事業等を誠実に遂行しなければならない。

- 2 各補助制度の利用後においても、建物所有者等又は土地所有者は当該建物又は土地について適正に管理しなければならない。

第2章 専門家派遣制度（第2条第1項第7号関係）

（申請者等の要件）

第5条 申請者等は、勧告等を受けた建物所有者等で、当該勧告等に従って、その措置をとる意思のある者及び当該老朽危険家屋等が存する土地の所有者で、第3条に規定する要件に該当する者とする。

（利用の範囲）

第6条 申請者等が自ら老朽危険家屋等の是正を図る場合に、障害となっている課題に対応した専門家に相談を受けることができる。

- 2 市長が専門家による相談の必要があると認めた場合は、専門家による相談にかかる経費について原則2回まで市が負担するものとする。
- 3 専門家による相談において、市長が特に必要と認めた場合は、市負担による相談回数を増加することができる。

（申請手続き）

第7条 専門家の相談を受けようとする申請者等は、相談申請書（様式第1号）に必要事項

を記載するとともに、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、相談が必要と認めた場合、専門相談の種別を決定し、専門家の所属する各相談機関に相談申請書（様式第1号）を送付し、相談担当者の選任等を依頼する。当該相談機関は、相談担当者を選任し、相談受諾通知書（様式第2号）により、市長に通知する。
- 3 市長は、当該申請者等に相談決定通知書（様式第3号）を交付し、通知する。
- 4 当該申請者等及び相談担当者は、相談決定通知書（様式第3号）に基づき、それぞれ日程等を調整のうえ相談を実施する。

（報告）

- 第8条 相談担当者の派遣を受けた当該申請者等は、相談結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 相談機関は、相談結果を相談結果報告書（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

第3章 相続人調査等補助制度（第2条第1項第8号関係）

（申請者等の要件）

- 第9条 申請者等は、勧告等を受けた建物所有者等で、当該勧告等に従って、当該勧告相当老朽危険家屋等を解体除却するために相続人調査等を行う者で、第3条に規定する要件に該当する者とする。

（利用の範囲）

- 第10条 勧告相当老朽危険家屋等の所有者の死亡等により、相続関係が明らかでない又は相続人間の権利調整が成立しないとき、その解決のために、申請者等が弁護士又は司法書士等の資格を有しそれを業として行う者又は事業体（以下「弁護士等」という。）に依頼して相続人調査等を行う場合であること。ただし、当該勧告相当老朽危険家屋等の解体除却を行う場合に限る。
- 2 第12条の補助金交付申請は、解体除却対象となる一建物（同一敷地内に複数の建物がある場合はその全て）につき、一回のみとする。

（補助金）

- 第11条 市長は、予算の範囲内で、申請者等に対して第10条に規定する事業の実施に要する経費（戸籍等取得手数料、所有権移転等不動産登記に要する費用、弁護士等への報酬、その他相続人調査等のために必要な経費）の3分の1（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）以内かつ30万円を超えない額を限度に補助す

ることができる。

(申請手続き)

第 12 条 申請者等は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第 5 号）に必要事項を記載し、次の各号すべての書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 申請者等と被相続人との関係がわかる書類
- (2) 相続人調査等に要する金額がわかる書類
- (3) 付近見取図
- (4) 配置図
- (5) 外観写真（2 か月以内のもの）
- (6) 建物の登記事項証明書（3 か月以内のもの）
- (7) 所得証明書
- (8) 解体除却の完了期限に関する誓約書
- (9) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 13 条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により当該申請者等に通知するものとし、補助金の交付をすることが不相当と認めたときは、不相当である理由を付してその旨通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。
- 3 申請者等は、補助金の交付決定通知を受けた後、相続人調査等を行う弁護士等と契約するものとする。

(内容の変更、取下げ等)

第 14 条 申請者等は、交付決定の通知を受けた相続人調査等の内容を変更しようとするときは、補助金交付内容変更承認申請書（様式第 7 号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による内容変更承認の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、これを承認するときは、市の補助金の交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により、当該変更を承認した内容及び変更した交付決定額を申請者等に通知するものとし、当該変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。
- 3 申請者等が、申請を取り下げるときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様

式第9号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による補助事業中止(廃止)承認の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により、当該申請を承認した旨を申請者等に通知するものとし、当該申請を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により補助事業中止(廃止)を承認したとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
 - (5) 相続人調査等の内容について、錯誤等があり、これについての報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき
 - (6) 正当な事由なく、交付決定を受けた年度内に補助事業完了実績報告書(様式第12号)を提出しないとき
 - (7) その他、補助を行うことが不適当と市長が認めるとき
- 2 市長は、前項第2号から第7号の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、申請者等に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、第17条の補助金の額の確定の後においても適用するものとする。

(実績報告)

第16条 申請者等は、当該補助事業及び勧告相当老朽危険家屋等の解体除却が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請を行った年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書(様式第12号)により市長に報告をしなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号すべての書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。
- (1) 契約書の写し
 - (2) 相続人調査等の成果物のうち相続人と被相続人との関係がわかる書類の写しその他相続人調査等の概要がわかる書類の写し
 - (3) 領収書又はそれに代わる証明の写し
 - (4) 勧告相当老朽危険家屋等の解体除却後の写真
 - (5) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書（様式第 12 号）を受理した場合は、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る相続人調査等が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該相続人調査等に要した経費に補助率を乗じて得た額と、補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 13 号）により、申請者等に当該年度の末日までに通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 18 条 申請者等は、前条の規定により通知された補助金の支給を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者等に交付するものとする。
- 3 申請者等と口座名義が異なる口座への振込となる場合、申請者等は第 1 項に規定する請求書にあわせて、受領委任状（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 19 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 15 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 20 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る補助金の返還期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該補助金の返還額につき神戸市債権の管理に関する条例（平成 28 年 3 月条例第 29 号。以下「債権管理条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する延滞金を納付しなければならない。

(手続きの代行)

第 21 条 申請者等は、本制度にかかる手続きを第三者に代行させることができる。

- 2 申請者等は、前項の手続きを代行させる場合、第三者に委任する旨を市長へ文書にて提出しなければならない。

第4章 応急的危険回避措置補助制度（第2条第1項第9号関係）

（申請者等の要件）

第22条 申請者等は、勧告等に従って、勧告相当老朽危険家屋等の建築物若しくはこれに附属する工作物の保安上危険な箇所に応急的危険回避措置をしようとする建物所有者等で、第3条に規定する要件に該当する者とする。

（補助金）

第23条 市長は、予算の範囲内で、申請者等に対して第22条に規定する事業の実施に要する経費の2分の1（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）以内かつ30万円を超えない額を限度に補助することができる。

第23条の2 市長は、第22条に規定する申請者等に生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「受給者」という。）が存する場合、同条に規定する事業の実施に要する経費のうち、その者の所有権の持分割合を乗じて得た経費について、予算の範囲内で、全額補助することができる。ただし、60万円のうち、その者の所有権の持分割合を乗じて得た額を上限とする。

（申請手続き）

第24条 申請者等は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第16号）に必要事項を記載し、次の各号すべての書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 建物の登記事項証明書（3か月以内のもの）
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 外観写真（応急的危険回避措置を行う箇所を明示すること）（2か月以内のもの）
- (5) 見積書の写し（内訳書を含む。なお、第23条の2に規定する補助金を適用する場合、追加の見積書の写しの提出を求める場合がある）
- (6) 所得証明書（受給者は除く）
- (7) 生活保護適用証明書（1か月以内のもの。受給者に限る）
- (8) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第25条 市長は、補助金交付申請書（様式第16号）を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第17号）により当該申請者等に通知するものとし、補助金の交付をすることが不相当と認めるときは、不相当である理由を付してその旨通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 申請者等は、補助金の交付決定通知を受けた後、応急的危険回避措置施工業者と契約するものとする。

(内容の変更、取下げ等)

第 26 条 申請者等は、交付決定の通知を受けた応急的危険回避措置の内容を変更しようとするときは、補助金交付内容変更承認申請書（様式第 18 号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による内容変更承認の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、これを承認するときは、市の補助金の交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（様式第 19 号）により、当該変更を承認した内容及び変更した交付決定額を申請者等に通知するものとし、当該変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。
- 3 申請者等が、申請を取り下げるとき又は工事を取りやめるときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 20 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による補助事業中止（廃止）承認の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 21 号）により、当該申請を承認した旨を申請者等に通知するものとし、当該申請を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 27 条 市長は、申請者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により補助事業中止（廃止）が承認されたとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
 - (5) 応急的危険回避措置の内容について、錯誤等があり、これについての報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき
 - (6) 正当な事由なく、交付決定を受けた年度内に補助事業完了実績報告書(様式第 23 号)を提出しないとき
 - (7) その他、補助を行うことが不相当と市長が認めるとき
- 2 市長は、前項第 2 号から第 7 号の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、

補助金交付決定取消通知書（様式第 22 号）により、申請者等に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、第 29 条の補助金の額の確定の後においても適用するものとする。

（実績報告）

第 28 条 申請者等は、当該補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請を行った年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第 23 号）により市長に報告をしなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号すべての書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 応急的危険回避措置後の写真
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 29 条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書（様式第 23 号）を受領した場合は、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る応急的危険回避措置が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該応急的危険回避措置に要した経費に補助率を乗じて得た額と、補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 24 号）により、申請者等に当該年度の末日までに通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第 30 条 申請者等は、前条の規定により通知された補助金の支給を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 25 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者等に交付するものとする。

3 申請者等と口座名義が異なる口座への振込となる場合、申請者等は第 1 項に規定する請求書にあわせて、受領委任状（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 31 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 26 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 32 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る補助金の返還期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該補助金の返還額につき債権管理条例第 7 条第 1 項に規定する延滞金を納付しなければならない。

(手続きの代行)

第 33 条 申請者等は、本制度にかかる手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者等は、前項の手続きを代行させる場合、第三者に委任する旨を市長へ文書にて提出しなければならない。

第 5 章 解体除却等補助制度（第 2 条第 1 項第 10 号関係）

(申請者等の要件)

第 34 条 申請者等は、勧告等に従って、保安上危険な勧告相当老朽危険家屋等を解体除却しようとする建物所有者等で、第 3 条に規定する要件に該当する者とする。

(補助金)

第 35 条 市長は、予算の範囲内で、申請者等に対して第 34 条に規定する事業の実施に要する経費の 3 分の 2（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）以内かつ 120 万円（住戸数が 3 戸以上、かつ延べ面積が 100 ㎡以上で、原則、法で規定される共同住宅又は寄宿舍の用途に区分される建物は 200 万円）を超えない額を限度に補助することができる。ただし、第 4 章に規定する応急的危険回避措置補助制度及び空家空地等対策に係る技術的援助等実施要綱第 5 章に規定する応急的危険回避措置補助を利用した場合は、その交付額を減じた額を補助する。

第 35 条の 2 市長は、第 34 条に規定する申請者等に受給者が存する場合、同条に規定する事業の実施に要する経費のうち、その者の所有権の持分割合を乗じて得た経費について、予算の範囲内で、全額補助することができる。ただし、当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める除却工事に要する費用の 1 ㎡当たりの額に延べ床面積を乗じた額のうち、その者の所有権の持分割合を乗じて得た額を上限とする。

2 市長は、受給者について、次の各号に規定する経費を前項の上限を超えて予算の範囲内で補助することができる。ただし、必要最小限とし、その者の所有権の持分割合を乗じて得た額を上限とする。

(1) 界壁補修を要する建築物として認められる場合、当該作業に係る経費

- (2) 当該建物の解体除却に際し、重機が進入できない等の要因でやむを得ず必要となる経費
- (3) その他、解体除却工事に付随すると認められる経費

(申請手続き)

第 36 条 申請者等は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第 16 号-2）に必要事項を記載し、次の各号すべての書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 建物の登記事項証明書（3 か月以内のもの）
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 外観写真（2 か月以内のもの）
- (5) 見積書の写し（内訳書を含む。なお、第 35 条の 2 に規定する補助金を適用する場合、追加の見積書の写しの提出を求める場合がある）
- (6) 所得証明書（受給者は除く）
- (7) 生活保護適用証明書（1 か月以内のもの。受給者に限る）
- (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を証する書類の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項に規定する解体工事業者の登録を証する書類の写し
- (9) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 37 条 市長は、補助金交付申請書（様式第 16 号-2）を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 17 号）により当該申請者等に通知するものとし、補助金の交付をすることが不適当と認めるときは、不適当である理由を付してその旨通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。
- 3 申請者等は、補助金の交付決定通知を受けた後、解体除却施工業者と契約するものとする。

(内容の変更、取下げ等)

第 38 条 申請者等は、交付決定の通知を受けた解体除却工事の内容を変更しようとするときは、補助金交付内容変更承認申請書（様式第 18 号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による内容変更承認の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、これを承認するときは、市の補助金の交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（様式第 19 号）により、当該変更を承認した内容及び変更した交付決定額を申請者等に通知するものとし、当該変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。
- 3 申請者等が、申請を取り下げるとき又は解体除却工事を取りやめるときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 20 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による補助事業中止（廃止）承認の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 21 号）により、当該申請を承認した旨を申請者等に通知するものとし、当該申請を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 39 条 市長は、申請者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により補助事業中止（廃止）が承認されたとき
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
 - (5) 解体除却工事の内容について、錯誤等があり、これについての報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき
 - (6) 正当な事由なく、交付決定を受けた年度内に補助事業完了実績報告書（様式第 23 号）を提出しないとき
 - (7) その他、補助を行うことが不相当と市長が認めるとき
- 2 市長は、前項第 2 号から第 7 号の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 22 号）により、申請者等に通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定は、第 41 条の補助金の額の確定の後においても適用するものとする。

（実績報告）

第 40 条 申請者等は、当該補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付申請を行った年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第 23 号）により市長に報告をしなければならない。

- 2 前項の報告書には、次の各号すべての書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 解体除却後の写真
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 41 条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書（様式第 23 号）を受理した場合は、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る解体除却工事が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該解体除却工事に要した経費に補助率を乗じて得た額と、補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 24 号）により、申請者等に当該年度の末日までに通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第 42 条 申請者等は、前条の規定により通知された補助金の支給を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 25 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者等に交付するものとする。
- 3 申請者等と口座名義が異なる口座への振込となる場合、申請者等は第 1 項に規定する請求書にあわせて、受領委任状（様式第 30 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 43 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第 26 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 44 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る補助金の返還期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該補助金の返還額につき債権管理条例第 7 条第 1 項に規定する延滞金を納付しなければならない。

(手続きの代行)

第 45 条 申請者等は、本制度にかかる手続きを第三者に代行させることができる。

- 2 申請者等は、前項の手続きを代行させる場合、第三者に委任する旨を市長へ文書にて提

出しなければならない。

第6章 土地所有者補助制度（第2条第1項第11号関係）

（申請者等の要件）

第46条 申請者等は、建物所有者等を確認することができない勧告相当老朽危険家屋等が存する土地の所有者で、当該勧告相当老朽危険家屋等を解体除却するために、平成28年4月1日以降に財産管理人選任申立等を行う者又は行った者で、第3条に規定する要件に該当する者とする。

（利用の範囲）

第47条 第49条の補助金交付申請は、解体除却対象となる一建物（同一敷地内に複数の建物がある場合はその全て）につき、一回のみとする。

（補助金）

第48条 市長は、予算の範囲内で、申請者等に対して財産管理人選任申立等に要する申立費用及び予納金等の必要経費、弁護士等への委任経費の3分の1（その額に千円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額）以内かつ30万円を超えない額を限度に補助することができる。ただし、財産管理人選任申立等に係る予納金については、財産管理人の報酬のみ対象とする。

（申請手続き）

第49条 申請者等は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書（様式第5号）に必要事項を記載し、次の各号すべての書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 財産管理人選任申立等に要する金額がわかる書類
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 外観写真（2か月以内のもの）
- (5) 土地及び建物の登記事項証明書（3か月以内のもの）
- (6) 所得証明書
- (7) 解体除却の完了期限に関する誓約書
- (8) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 50 条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により当該申請者等に通知するものとし、補助金の交付をすることが不適當と認めるときは、不適當である理由を付してその旨通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

（内容の変更、取下げ等）

第 51 条 申請者等は、交付決定の通知を受けた財産管理人選任申立等の内容を変更しようとするときは、補助金交付内容変更承認申請書（様式第 7 号）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による内容変更承認の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、これを承認するときは、市の補助金の交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により、当該変更を承認した内容及び変更した交付決定額を申請者等に通知するものとし、当該変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

3 申請者等が、申請を取り下げるときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による補助事業中止（廃止）承認の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 10 号）により、当該申請を承認した旨を申請者等に通知するものとし、当該申請を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 52 条 市長は、申請者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により補助事業中止（廃止）を承認したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (5) 財産管理人選任申立等の内容について、錯誤等があり、これについての報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき
- (6) 正当な事由なく、交付決定を受けた年度内に補助事業完了実績報告書（様式第 12 号）を提出しないとき
- (7) その他、補助を行うことが不適當と市長が認めるとき

- 2 市長は、前項第2号から第7号の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者等に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、第54条の補助金の額の確定の後においても適用するものとする。

（実績報告）

第53条 申請者等は、当該補助事業及び勧告相当老朽危険家屋等の解体除却が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は交付申請を行った年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了実績報告書（様式第12号）により市長に報告をしなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号すべての書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 財産管理人選任申立等の成果物
- (2) 領収書又はそれに代わる証明の写し
- (3) 勧告相当老朽危険家屋等の解体除却後の写真
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第54条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書（様式第12号）を受領した場合は、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る財産管理人選任申立等が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該財産管理人選任申立等に要した経費に補助率を乗じて得た額と、補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第13号）により、申請者等に当該年度の末日までに通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第55条 申請者等は、前条の規定により通知された補助金の支給を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を申請者等に交付するものとする。
- 3 申請者等と口座名義が異なる口座への振込となる場合、申請者等は第1項に規定する請求書にあわせて、受領委任状（様式第30号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第56条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付さ

れているときは、補助金返還命令書（様式第 15 号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第 57 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る補助金の返還期限の翌日から返還の日までの期間に応じ、当該補助金の返還額につき債権管理条例第 7 条第 1 項に規定する延滞金を納付しなければならない。

（手続きの代行）

第 58 条 申請者等は、本制度にかかる手続きを第三者に代行させることができる。

2 申請者等は、前項の手続きを代行させる場合、第三者に委任する旨を市長へ文書にて提出しなければならない。

第 7 章 土地建物寄附受け制度（第 2 条第 1 項第 12 号関係）

（寄附申出者の要件）

第 59 条 本制度の対象者は、次の各項の要件に該当する者とする。

- 2 勧告等を受けた建物所有者で、当該勧告等に従って、自らが措置を行うことが困難かつその理由が正当であると認められる者。
- 3 前項の建物が存する土地の所有者。
- 4 前 2 項と併せて、第 3 条及び次の要件を満たす者。
 - (1) 個人にあつては、市区町村民税及び固定資産税を完納していること。
 - (2) 法人にあつては、法人市区町村民税及び固定資産税を完納していること。

（対象となる土地及び建物）

第 60 条 寄附の対象となる土地及び建物は、勧告相当老朽危険家屋等及び当該勧告相当老朽危険家屋等が存する土地で、次の各号の条件を全て満たしたものとする。

- (1) 建築物は木造又は軽量鉄骨造であること。
- (2) 土地及び建物に所有権以外の権利が設定されていないこと。また、第三者に使用収益させていないこと。及び、速やかに所有権移転登記ができること。
- (3) 土地について、境界争い等の紛争がないこと。
- (4) 法第 43 条第 1 項の規定に適合する土地であること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (5) 土地について、急傾斜地等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。
- (6) 土地について、寄附後に災害防止等の措置の必要がないこと。

- (7) 土地について、維持管理に係る地域団体や近隣住民の同意が得られること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(寄附の申し出)

第 61 条 寄附申出者は、寄附申込書（様式第 27 号）に必要事項を記載し、次の各号すべての書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと判断した書類については添付を省略することができる。

- (1) 土地及び建物の登記事項証明書（3 か月以内のもの）
- (2) 公図、付近見取図、測量図面
- (3) 境界協定書、筆界確認書
- (4) 所有者の住民票、戸籍謄本、印鑑証明書（3 か月以内のもの）
- (5) 納税証明書
- (6) 土地の維持管理に係る地域団体や近隣住民の同意書
- (7) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(寄附申込書の受理)

第 62 条 市長は、提出された寄附申込書に不備がないことを確認したうえ、予算の範囲内で解体除却等を行える場合、寄附申込書を受理するものとする。

(寄附受納の決定及び寄附申出書の受理)

第 63 条 市長は、受理した寄附申込書をもとに寄附受納を決定した場合は、寄附申出者に寄附申出書（様式第 28 号）の提出を求めるものとする。

- 2 寄附申出書の提出にあわせて、寄附申出者は所有権移転登記承諾書及び登記原因証明情報を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第 64 条 寄附等による所有権移転登記に係る費用は寄附申出者の負担とする。

(寄附申出者への通知)

第 65 条 市長は、所有権移転登記が完了した日を寄附受納日として、寄附申出者に寄附受納書（様式第 29 号）を交付するものとする。

(勧告相当老朽危険家屋等の除却)

第 66 条 市長は、寄附を受けた勧告相当老朽危険家屋等を、速やかに除却するものとする。

(敷地の活用及び維持管理)

第 67 条 市長は、除却後の敷地の利用に関し、地域の居住環境の向上を図るため、地域団体や近隣住民と協力し、必要な活用及び維持管理を行うものとする。

第 8 章 雑則

(施行細目)

第 68 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 1 日改正)

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 1 日改正)

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 1 日改正)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 1 日改正)

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。